

余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

「余裕期間設定契約制度」

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県土木部（漁港漁場課を含む）が執行する建設工事において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

(対象工事の選定)

第3条 対象工事は、原則として全ての工事とする。

余裕期間を設定することにより、繰越が予想される工事や明らかに年度をまたがる工事については、繰越や債務負担の議会承認を得たうえで、余裕期間を設定し発注することを原則とする。

なお、一般土木工事・海上工事の1億3千万円未満及び建築一式工事の1億1千万円未満の一般競争入札の工事は余裕期間を設定する対象とし、それ以外の発注者が余裕期間を設定することが適さないと判断する以下の工事を除く。

(1) 上記以外の一般競争入札の工事

(2) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

例：関係機関、関連工事との調整や出水期等で着手時期が限定される工事

：応急工事など緊急性を要する工事など

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は契約締結日から「120日間」とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

(制度の適用)

第5条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載したうえで、決裁を受けるものとする。

2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項を明記しなければならない。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、「工事開始日通知書（別紙1）」により契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

(手続きの特例)

第7条 受注者が行う手続きの特例については、下記のとおりとする。

ア 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。

イ 受注時のコリンズ(CORINS)への登録について、工事開始日から10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。

(工期の設定)

第8条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(契約保証の期間)

第9条 建設工事請負契約書第4条に規定する契約の保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとする。

(前払金の取扱い)

第10条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。

(余裕期間中の取扱い)

第11条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 主任(監理)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 3 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- 4 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- 5 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

- この要領は、平成28年4月 1日から試行する。
- この要領は、平成29年1月16日から試行する。
- この要領は、平成31年4月 1日から試行する。
- この要領は、令和 2年4月 1日から試行する。
- この要領は、令和 3年2月10日から試行する。
- この要領は、令和 5年4月 1日から試行する。
- この要領は、令和 8年4月 1日から試行する。